

第57号議案

芦屋市議会議員及び芦屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び芦屋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市議会議員及び芦屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び芦屋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年9月5日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、市議会議員及び市長の選挙における候補者の選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成並びに市長の選挙における候補者のビラの作成に係る公費負担の限度額を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市議会議員及び芦屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び芦屋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋市議会議員及び芦屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市議会議員及び芦屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年芦屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「当該各号に定める金額を、」を「，当該各号に定める金額を」に改め、同条第2号ア中「15，300円」を「15，800円」に改め、同号イ中「7，350円」を「7，560円」に改める。

第9条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301，875円」を「310，500円」に、「，第7条後段」を「第7条後段」に改める。

(芦屋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中「7円30銭」を「7円51銭」に、「，第2条ただし書」を「第2条ただし書」に改める。

第5条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の芦屋市議会議員及び芦屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び芦屋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

参 照 1

芦屋市議会議員及び芦屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び芦屋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、市議会議員及び市長の選挙における候補者の選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成並びに市長の選挙における候補者のビラの作成に係る公費負担の限度額を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 芦屋市議会議員及び芦屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正（第1条関係）

ア 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額（日額）を次のとおり改定する。（第4条）

区 分	改正案	現 行
(ア) 自動車の使用に関し、一般乗用旅客自動車運送事業者（※）との運送契約（以下「一般運送契約」という。）を締結した場合	64,500円	64,500円
(イ) 自動車の使用に関し、一般運送契約以外の有償契約を締結した場合 (a, b 及び c の合計額)	35,860円	35,150円
a 自動車の借入金額	15,800円	15,300円
b 供給した燃料の代金	7,560円	7,350円
c 雇用した運転手の報酬額	12,500円	12,500円

※ 一般乗用旅客自動車運送事業者とは、1個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って、有償で旅客を運送する事業を営業者をいう。

イ 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額（1枚当たり）の算出に用いる額を次のとおり改定する。（第9条）

区 分	改正案	現 行
ポスターの作成に関し、有償契約を締結した場合		
(ア) ポスター掲示場1か所当たりの額	525円6銭	510円48銭
(イ) 加算額	310,500円	301,875円

$$\text{※ 限度額（1枚当たり）} = \frac{(\text{ア}) \times \text{ポスター掲示場の数} + (\text{イ})}{\text{ポスター掲示場の数}}$$

ウ その他規定の整理

(2) 芦屋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正

(第2条関係)

ア ビラの作成に係る公費負担の限度額（1枚当たり）を次のとおり改定する。

(第4条及び第5条)

区 分	改正案	現 行
ビラの作成に関し、有償契約を締結した場合	7円51銭	7円30銭

イ その他規定の整理

3 施行期日等

(1) 公布の日

(2) 改正後の条例の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

公職選挙法抜粋

(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等)

第86条の4 公職の候補者(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の候補者を除く。以下この条において同じ。)となろうとする者は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、郵便等によることなく、文書でその旨を当該選挙長に届け出なければならない。

2 選挙人名簿に登録された者が他人を公職の候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の公示又は告示があつた日に、郵便等によることなく、文書でその推薦の届出をすることができる。

(第3項及び第4項省略)

5 参議院(選挙区選出)議員又は地方公共団体の議会の議員の選挙については、第1項の公示又は告示があつた日に届出のあつた公職の候補者が、その選挙における議員の定数を超える場合において、その日後、当該候補者が死亡し又は公職の候補者たることを辞したものとみなされたときは、前各項の規定の例により、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県若しくは市の議会の議員の選挙にあつてはその選挙の期日前3日までに、町村の議会の議員の選挙にあつてはその選挙の期日前2日までに、当該選挙における公職の候補者の届出をすることができる。

6 地方公共団体の長の選挙については、第1項の告示があつた日に届出のあつた候補者が2人以上ある場合において、その日後、当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたときは、第1項から第4項までの規定の例により、都道府県知事又は市長の選挙にあつてはその選挙の期日前3日までに、町村の長の選挙にあつてはその選挙の期日前2日までに、当該選挙における候補者の届出をすることができる。

(第7項省略)

8 前項又は第126条第2項の場合においては、その告示があつた日から当該選挙の期日前3日までに、第1項から第4項までの規定の例により、当該地方公共団体の長の候補者の届出をすることができる。

(第9項から第11項まで省略)

(無投票当選)

第100条 (第1項省略)

(第2項及び第3項省略)

- 4 参議院(選挙区選出)議員若しくは地方公共団体の議会の議員の選挙において第86条の4第1項、第2項若しくは第5項の規定による届出のあつた候補者の総数とその選挙において選挙すべき議員の数を超えないとき若しくは超えなくなつたとき又は地方公共団体の長の選挙において同条第1項、第2項、第6項若しくは第8項の規定による届出のあつた候補者が1人であるとき若しくは1人となつたときは、投票は、行わない。

(第5項から第9項まで省略)

(文書図画の頒布)

第142条 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書並びに第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに規定するビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

(第1号から第5号まで省略)

- (6) 指定都市以外の市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 8,000枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 16,000枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 2,000枚

(第7号省略)

(第2項から第13項まで省略)